

簡易公募型に準じたプロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成24年11月2日
支出負担行為担当官
沖縄総合事務局開発建設部長 中野 則夫

1. 業務概要

- (1) 業務名 平成24年度宿道を活かした街並み形成検討業務
(電子入札対象案件)
- (2) 業務内容 沖縄県には、首里を中心とした宿道があるが、その多くの宿道は、ほとんどが改変されたり、ルートが不明になっている。
そのような宿道のルート確認、広報・啓発、街並み形成を図る為に「街並み形成検討」を行う必要がある。
首里から南風原方面に向かい南城市方面において、島尻方東海道があるが、その大部分が残っていない状況である。本業務では、与那原町～南城市をモデルとして、島尻方東海道を活かした街並み検討業務を行い他地区への方策に資するものとする。

主な業務内容は以下のとおりである。

- 1) 宿道の概況整理
現地調査・既存資料等を用いて、宿道（島尻方東海道）の位置及び概況確認・整理を行う。
- 2) 宿道を活かした街並み形成検討
与那原町から南城市的区間において、宿道（島尻方東海道）を活かした効果的な街並み形成についての取組みや整備手法について検討を行う。

本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

評価テーマ：宿道（与那原町～南城市）を活かした街並み形成検討を行う際の留意事項について

- (3) 履行期間 契約締結の翌日～平成25年3月29日
- (4) 本業務は資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変える

ことができる。

2. 参加資格

技術提案書の提出者は、（1）に掲げる資格を満たしている単体企業又は（2）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

（1）単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 沖縄総合事務局における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- ③ 沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、沖縄総合事務局から受けた者（当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。）ではないこと。

（2）設計共同体

- ① 2.（1）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年11月2日付け内閣府沖縄総合事務局開発建設部長公示）に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から平成24年度宿道を活かした街並み形成検討業務に係る設計共同体としての競争参加資格者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。
- ② 各構成員は実施する分担業務に応じて1名以上の担当技術者を配置できること。また、代表者たる構成員は、管理技術者1名を配置するものとする。
- ③ 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- （1）専門分野別の技術部門登録の状況
- （2）同種又は類似業務の実績、業務成績、業務表彰経験の有無、事故及び不誠実な行為
- （3）配置予定技術者の資格、同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、優秀技術者表彰経験の有無、手持ち業務の状況、業務実施体制

4. 技術提案書を特定するための評価基準

- （1）技術職員の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務

成績、優秀技術者表彰経験の有無

(2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表その他

業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性

(3) 評価テーマに対する技術提案

(4) 見積の妥当性

5. 手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第一係

TEL 098-866-0031 (内線2526)

(2) 業務説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成24年11月2日（金）から平成24年11月29日（木）

までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時
15分まで。

交付場所：電子入札システムにより交付する。

やむを得ない事由により、電子入札システムによる入手ができない参
加希望者に対しては、記録媒体（CD-R等）を（1）に持参又は郵
送することにより電子データを交付するので、上記（1）にその旨連
絡すること。持参による場合は、（1）に記録媒体を持参すること。郵
送による場合は、（1）に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入
札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

①提出期限：平成24年11月9日（金）17時15分

②提出場所：5.（1）と同じ

③提出方法：ア) 電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出すること。

イ) 発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）すること。

(4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

①提出期限：平成24年11月30日（金）17時15分

②提出場所：5.（1）と同じ

③提出方法：ア) 電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出すること。

イ) 発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）すること。

(5) 技術提案書の特定予定

技術提案書の特定予定日：平成24年12月20日（木）

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金　免除。
- (3) 契約書作成の要否　要。
- (4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口　上記5. (1) に同じ。
- (6) 2. (1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は2. (2) に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も5. (3) により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (7) 詳細は業務説明書による。